

第十九回国参議院外務委員会會議録第五号

昭和二十九年三月四日(木曜日)午前十時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐藤 尚武君

理事 團 伊能君

委員 佐多 忠隆君

曾 益君

高良 とみ君

羽生 三七君

加藤シヅエ君

鶴見 祐輔君

政府委員 外務政務次官 小瀧 彬君

外務省長 中川 融君

外務省条約局長 下田 武三君

労働政務次官 安井 謙君

事務局側 常任委員 神田襄太郎君

会専門員

本日の會議に付した事件
○国際労働機関の總會がその第二十八回までの會期において採択した諸条約により國際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を將來において遂行することに關し規定を設けることと、國際連盟の解体及び國際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの條約に加えることを目的とするこれらの條約の一部改正に關する條約(第八十号)の批准について承認を求めるの件(内閣提出・衆議院送付)

第五部 外務委員会會議録第五号

○國際労働機関憲章の改正に關する文書の受諾について承認を求めるの件(内閣提出・衆議院送付)

○國際情勢等に關する調査の件(賠償問題に關する件)

○委員長(佐藤尚武君) 只今より外務委員会を開きます。

國際労働機関の總會がその第二十八回までの會期において採択した諸條約により國際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を將來において遂行することに關し規定を設けることと、國際連盟の解体及び國際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの條約に加えることを目的とするこれらの條約の一部改正に關する條約(第八十号)の批准について承認を求めるの件。附屬労働機関憲章の改正に關する文書の受諾について承認を求めるの件。以上二件を一括して議題といたします。質疑のあるかたは順次御発言を願います。……別に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。ではこれより討論に入ります。御意見のある方はそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。

○佐多忠隆君 今提案されました二案件について承認、賛成をいたしました。ただ特にこれを非常に急いで決定するゆえんのは、政府委員その他から御説明のありましたように、主

要産業國として特に常任理事國になるように努力をする、その必要上も急いできめてもらいたいというよりなお話でありますので、そういう希望にも副うために私たちが賛成をいたしましたのでありますから、これが決定をいたしました上は、必ず常任理事國になるように特別の努力をして頂きたいことと、同時に常任理事國になるところは、単に形式的にそういうポストを得るといふ問題だけでなく、本当に國際労働機関が誓約をしていくところの諸目的を誠実に積極的に實現することによって再確認して頂き、更にそれを誓約して頂いて積極的に御努力願ひ、そういうことを強く希望いたして賛成の意を表する次第であります。

昭和二十九年三月四日【参議院】

要産業國として特に常任理事國になるように努力をする、その必要上も急いできめてもらいたいというよりなお話でありますので、そういう希望にも副うために私たちが賛成をいたしましたのでありますから、これが決定をいたしました上は、必ず常任理事國になるように特別の努力をして頂きたいことと、同時に常任理事國になるところは、単に形式的にそういうポストを得るといふ問題だけでなく、本当に國際労働機関が誓約をしていくところの諸目的を誠実に積極的に實現することによって再確認して頂き、更にそれを誓約して頂いて積極的に御努力願ひ、そういうことを強く希望いたして賛成の意を表する次第であります。

○團伊能君 私は只今提案されましたこの二案につきまして賛成いたしました。この國際労働機関の憲章改正の問題に伴ひまして、日本は主要産業國と認められて常任理事國となる可能性のあるように政府の御説明によつて理解いたしておりますが、その場合においては、これは単に日本の労働問題或いは労働立法の關係においての重大な責任を生ずるばかりでなく、常任理事國として國際的な、世界的な労働問題に關して一つの大きな発言権を持ち、又この問題に關しまして重要な役割を演ずることになると思ひますので、従来

しての活動を期待するものであります。今日提案の中にこれらに關する將來の予算の措置等も説明されておりますが、単にこれは形式的な参加にとどまらず、相当なる予算或いは研究費、調査費等を要するものと思ひますから、その点におきまして、外務省及び労働省その他の予算措置も十分將來において考慮されてこの活動に遺憾なきを期待する次第であります。そういう意味におきまして私はこれに賛成の意を表します。

○高良とみ君 私は只今提案されました國際諸條約を承認することに賛成いたします。併しこれは近來国内問題のみでなく、我々の生活全般が國際的な機關によつて多くの高い水準と進歩的な立法を要求されている、それに対する義務への参加であるということも私ども一同がもう一遍再確認をした上で賛成するのであります。今まで長い間の國際労働機関及び條約の内容を見ましても、我が國の現状からは多くの及ばないものがあることを認めざるを得ません。特に社会保障の最低基準に關する條約百二号、或いは母性保護に關し男女同一労働同一賃金或いは青少年の夜間作業、坑内労働等に対する制限、女子及び母性の夜間坑内労働等に對する禁止等を考えましても、よほど努力いたしませんと如何に日本の労働立法がこれを努力しましたも予算の面で、或いは労働省のみでなく厚生省にも或いは全体の行政に關係することが多いものでありますから、これを十分に

に果す覚悟で常任理事にも参加するよう希望するのであります。それでありませんとただ単に遅れたアジアの諸國にも悪い影響を及ぼすばかりでなく、今まで努力して来た諸外國の労働基準或いは社会福祉、社会保障等に對しても、日本の貧しいが故にできないことを憂うものであります。この点で最近行われております多くの反動立法にも深く反省を要望いたしました。今回の國際労働機関への参加の條約を承認したいと思ひるのであります。

○委員長(佐藤尚武君) ほかに御発言はございませんか。……

別に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(佐藤尚武君) それでは討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。以上の件について採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤尚武君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

なお本會議における委員長長の口頭報告の内容は本院規則第四百条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは前例通り委員長に御一任願ひます。

それから本院規則第七十二条により委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておられますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 高良 とみ 佐多 忠隆
- 加藤 シツヅ 曾祚 益
- 羽生 三七 鶴見 祐輔
- 團 伊能

○委員長(佐藤尚武君) 次に前回の委員会で決定いたしましたように、本日は賠償問題に關しましての説明を秘密会として聴取することになつておるの

○委員長(佐藤尚武君) それでは御賛成の模様でありますからして、政務次官から説明を聴取することにいたします。只今より委員会を秘密会といたします。委員、政府当局者、事務をとる職員以外の方は御退場をお願いいたします。

午前十一時五分秘密会に移る
○委員長(佐藤尚武君) お諮りいたしますがこの会議は只今申上げました通りに秘密会といたしました。ところで速記は普通の通りにつけるのが当然だと思ひます。但し会議録に載せるか載せないかというところはこの会議が終りましたときに皆さん方にお諮りをいたしましたので、そうして載せるか載せないかを決定して頂きたいと思ひますが、それで御異議ございませんか。

○佐多忠隆君 会議録をとられるんだつたら、あとそれを載せることになれば、ちよつとしゃべりにくいというふうな制約を感ぜられると困るのですが、その点はどうなんですか。

○委員長(佐藤尚武君) 政府委員のほうでは……

○羽生三七君 それは秘密会にしておいて載せるならば、秘密会の意味は何もないわけだから。

○委員長(佐藤尚武君) 私のそう申しましたのは、秘密会にしてもその意見交換の内容によつては秘密会としてではなく、公表していいこともあるのでは

ないかと思つて念のために申上げたのであります。

○曾祚益君 速記をとつておくことはいいことだと思つておられますが、併し今佐多君も言われた通り今日日本当に真相をよく話して頂きたいから、速記はとりませんが、記録に載せないという了解をあらかじめ委員のかたにおきめ願つておいて、そうして思存分話して頂いたらどうですか。

○高良とみ君 やはりないほうがお話ししやすいのではないと思ひますが、やはり国内よりも國際的な關係を考へておられるのではないかと考へるのですが、速記の必要はないと思つてお

○委員長(佐藤尚武君) それでは御賛成の模様でありますからして、政務次官から説明を聴取することにいたします。只今より委員会を秘密会といたします。委員、政府当局者、事務をとる職員以外の方は御退場をお願いいたします。

午前十一時五分秘密会に移る
○委員長(佐藤尚武君) お諮りいたしますがこの会議は只今申上げました通りに秘密会といたしました。ところで速記は普通の通りにつけるのが当然だと思ひます。但し会議録に載せるか載せないかというところはこの会議が終りましたときに皆さん方にお諮りをいたしましたので、そうして載せるか載せないかを決定して頂きたいと思ひますが、それで御異議ございませんか。

○佐多忠隆君 会議録をとられるんだつたら、あとそれを載せることになれば、ちよつとしゃべりにくいというふうな制約を感ぜられると困るのですが、その点はどうなんですか。

○委員長(佐藤尚武君) 政府委員のほうでは……

○羽生三七君 それは秘密会にしておいて載せるならば、秘密会の意味は何もないわけだから。

○委員長(佐藤尚武君) 私のそう申しましたのは、秘密会にしてもその意見交換の内容によつては秘密会としてではなく、公表していいこともあるのでは

ないかと思つて念のために申上げたのであります。

○曾祚益君 速記をとつておくことはいいことだと思つておられますが、併し今佐多君も言われた通り今日日本当に真相をよく話して頂きたいから、速記はとりませんが、記録に載せないという了解をあらかじめ委員のかたにおきめ願つておいて、そうして思存分話して頂いたらどうですか。

○高良とみ君 やはりないほうがお話ししやすいのではないと思ひますが、やはり国内よりも國際的な關係を考へておられるのではないかと考へるのですが、速記の必要はないと思つてお

○委員長(佐藤尚武君) それでは御賛成の模様でありますからして、政務次官から説明を聴取することにいたします。只今より委員会を秘密会といたします。委員、政府当局者、事務をとる職員以外の方は御退場をお願いいたします。

午前十一時五分秘密会に移る
○委員長(佐藤尚武君) お諮りいたしますがこの会議は只今申上げました通りに秘密会といたしました。ところで速記は普通の通りにつけるのが当然だと思ひます。但し会議録に載せるか載せないかというところはこの会議が終りましたときに皆さん方にお諮りをいたしましたので、そうして載せるか載せないかを決定して頂きたいと思ひますが、それで御異議ございませんか。

○佐多忠隆君 会議録をとられるんだつたら、あとそれを載せることになれば、ちよつとしゃべりにくいというふうな制約を感ぜられると困るのですが、その点はどうなんですか。

○委員長(佐藤尚武君) 政府委員のほうでは……

○羽生三七君 それは秘密会にしておいて載せるならば、秘密会の意味は何もないわけだから。

○委員長(佐藤尚武君) それでは御賛成の模様でありますからして、政務次官から説明を聴取することにいたします。只今より委員会を秘密会といたします。委員、政府当局者、事務をとる職員以外の方は御退場をお願いいたします。

午前十一時五分秘密会に移る
○委員長(佐藤尚武君) お諮りいたしますがこの会議は只今申上げました通りに秘密会といたしました。ところで速記は普通の通りにつけるのが当然だと思ひます。但し会議録に載せるか載せないかというところはこの会議が終りましたときに皆さん方にお諮りをいたしましたので、そうして載せるか載せないかを決定して頂きたいと思ひますが、それで御異議ございませんか。

○佐多忠隆君 会議録をとられるんだつたら、あとそれを載せることになれば、ちよつとしゃべりにくいというふうな制約を感ぜられると困るのですが、その点はどうなんですか。

○委員長(佐藤尚武君) 政府委員のほうでは……

○羽生三七君 それは秘密会にしておいて載せるならば、秘密会の意味は何もないわけだから。

○委員長(佐藤尚武君) 私のそう申しましたのは、秘密会にしてもその意見交換の内容によつては秘密会としてではなく、公表していいこともあるのでは

ないかと思つて念のために申上げたのであります。

○曾祚益君 速記をとつておくことはいいことだと思つておられますが、併し今佐多君も言われた通り今日日本当に真相をよく話して頂きたいから、速記はとりませんが、記録に載せないという了解をあらかじめ委員のかたにおきめ願つておいて、そうして思存分話して頂いたらどうですか。

○高良とみ君 やはりないほうがお話ししやすいのではないと思ひますが、やはり国内よりも國際的な關係を考へておられるのではないかと考へるのですが、速記の必要はないと思つてお

○委員長(佐藤尚武君) それでは御賛成の模様でありますからして、政務次官から説明を聴取することにいたします。只今より委員会を秘密会といたします。委員、政府当局者、事務をとる職員以外の方は御退場をお願いいたします。

午後零時四十二分秘密会終了
○委員長(佐藤尚武君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

二月二十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めめるの件(予備審査のための付託は二月二日)

一、第二次世界大戰の影響を受けた工業所有權の保護に關する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めめるの件(予備審査のための付託は二月二日)

一、國際労働機關の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により國際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を將來において遂行することに關し規定を設けることと、國際連盟の解体及び國際労働機關憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることとを目的とするこれらの条約の一部改正に關する条約(第八十号)の批准について承認を求めめるの件(予備審査のための付託は二月十二日)

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、外務省設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法等の一部を改正する法律案

第四条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部改正

附則 (外務省設置法の一部改正)

第一条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 職員(第二十九条、第三十条)」を「第五章 職員(第二十九条、第三十条) 第六節 名譽總領事及び名譽領事(第三十一条)」に改める。

第二十二條第二項中「、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館」を「及び領事館分館並びに國際連合日本政府代表部」に改める。

第二十四條第一項中「(在外公館)の下に(國際連合日本政府代表部を除く。以下本条中同じ。)」を加え、同條に次の一項を加える。

4 國際連合日本政府代表部は、アメリカ合衆国ニューヨークに置く。

第二十五條第二項を次のように改める。

2 大使館、公使館、總領事館及び領事館の長は、それぞれ特命全權大使、特命全權公使、總領事及び領事とし、國際連合日本政府代表部の長は、特命全權大使とする。

第三十條の次に次の一章を加える。

第三章 特別職の職員の給与に關する法律の一部改正

第三章 特別職の職員の給与に關する法律の一部改正

第三章 特別職の職員の給与に關する法律の一部改正

第三章 特別職の職員の給与に關する法律の一部改正

